

# 第5章

## 地域社会・国民とのかかわり

防衛省・自衛隊の様々な活動は、国民一人一人、そして、地方公共団体などの理解と協力があってはじめて可能となるものであり、地域社会・国民

と自衛隊相互の信頼をより一層深めていく必要がある。

### 第1節 地域コミュニティとの連携

#### 1 市民生活の中での活動や社会に貢献する活動

防衛省・自衛隊は、地方公共団体や関係機関などからの依頼に基づき、様々な分野で民生支援活動を行っている。これらの活動は、自衛隊への信頼をより一層深めるとともに、隊員に誇りと自信を与えている。

陸自は、全国各地で発見される不発弾の処理にあたっており、平成28(2016)年度の処理実績は1,379件(約42.1トン)で、沖縄県での処理量が全体の約61%を占めている。海自は、機雷などの除去・処理を行っており、平成28(2016)年度の処理実績は23,598個(約4.2トン)であった。

また、駐屯地や基地を部隊活動に支障のない範囲で開放するなど、地域住民との交流に努めているほか、各種の運動競技会などにおいて輸送などの支援を行っている。加えて、一部の自衛隊病院などにおける一般診療、離島の救急患者などの緊

急輸送などにより、地域医療を支えている。さらに、国などの方針<sup>1</sup>を踏まえ、分離・分割発注<sup>2</sup>の推進や同一資格等級区分内の者による競争の確保<sup>3</sup>など、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保も図っている。

**Q 参照** 資料76(市民生活の中での活動)、  
資料77(社会に貢献する活動)



機雷爆破のための準備をする海自水中処分員



熊本復興飛翔祭において熊本城上空を飛行する空自ブルーインパルス



空自U-125A救難捜索機による患者の緊急輸送

1 「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(15(平成27)年8月28日閣議決定)  
2 例えば、一般競争入札に付す際に、商品などを種類ごとにグループ分けし、当該グループごとに落札者を決定する方法  
3 A~D等級に分類された入札参加資格のうち、中小企業が多くを占めるC又はD等級のみで競争すること

## 2 地方公共団体などによる自衛隊への協力

厳しい募集及び雇用環境の中、質の高い人材を確保し、比較的若い年齢で退職する自衛官の再就職を支援するためには、地方公共団体や関係機関の協力が不可欠である。

また、自衛隊の駐屯地や基地は、地域社会と密接な関わりを持っており、自衛隊が教育訓練や災

害派遣など各種の活動を行うためには、地元からの様々な支援・協力が不可欠である。さらに、国際平和協力業務などで国外に派遣される部隊は、関係機関から派遣にかかる手続きの支援・協力を受けている。

## 3 地方公共団体及び地域住民の理解・協力を確保するための施策

全国8か所に設置された地方防衛局は、部隊や地方協力本部などと連携し、それぞれの地方との協力関係の構築に努めている。具体的には、防衛政策について広く理解を得るため、地域住民を対象とした防衛問題セミナーの開催や地方公共団体などに対する防衛白書の説明を行っているほか、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者によるスポーツや音楽を通じた日米交流事業を行っている。また、米軍再編や自衛隊の部隊改編、装備品の配備、訓練などを実施する際、関係する地方公共団体などに対し、必要な説明や調整を実施するほか、大規模震災などの各種事態や事件・事故の発生時において必要な連絡調整にあたっている。

なお、近年、厚木や普天間の飛行場周辺などにおいて、自衛隊機・米軍機に対するレーザー照射

や風揚げによる妨害事案が多発しており、16(平成28)年11月には、飛行中の自衛隊機にレーザー照射をした疑いによる逮捕者も出ている。これらは、パイロットの操縦への障害につながり、墜落などの大惨事をもたらしかねない大変危険で悪質な行為である。防衛省としても、不測の事態を未然に防ぎ、地域の安全と航空機の安全な運航を確保する観点から、関係省庁などと緊密に連携しながら関係自治体の協力を得て、ポスターの掲示などにより、地域住民にこのような行為の危険性などについて周知するとともに、警察への通報について協力を依頼している。また、16(同28)年12月に航空法施行規則が改正され、このような行為が規制対象とされるとともに、罰金などが科せられることとなった。

## 4 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

### 1 防衛施設の規模と特徴

**防衛施設**は、用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものが多い。また、日米共同の訓練・演習の多様性・効率性を高めるため、17(平成29)年1月1日現在、在日米軍施設・区域(専用施設)の土地面積のうち約28%を日米地位協定に基づき自衛隊が共同使用している。一方、多くの防衛施設の周辺地域で都市化が進んだ結果、防衛施設の設置・運用が制約されるという問題が生じている。また、航空機の頻繁な離着陸などが、周辺地域の生活環境に騒音などの影響を及ぼすと

いう問題もある。

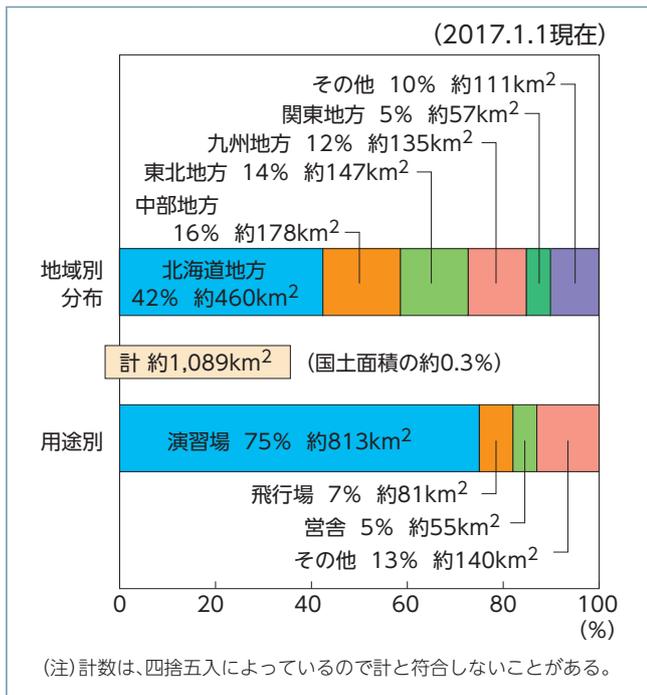
**Q 参照** 図表Ⅲ-5-1-1(自衛隊施設(土地)の状況)

図表Ⅲ-5-1-2(在日米軍施設・区域(専用施設)の状況)

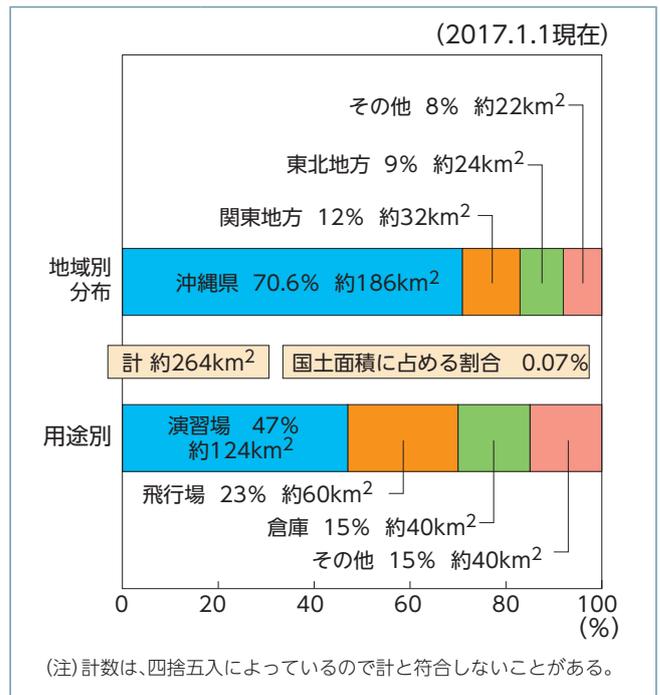
### Keyword 防衛施設 とは

自衛隊が使用する施設と日米安保条約に基づき在日米軍が使用する施設・区域の総称

図表Ⅲ-5-1-1 自衛隊施設（土地）の状況



図表Ⅲ-5-1-2 在日米軍施設・区域（専用施設）の状況



図表Ⅲ-5-1-3 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

目的	施策	事業内容
騒音障害を防ぐ	防音工事の助成	●小・中学校・幼稚園などの教育施設、病院・診療所などの医療施設、保育所、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 ●住宅
	移転補償など	●建物の移転などの補償 ●土地の買入れ ●移転先地の住宅などの用に供する土地にかかる道路、水道、排水施設その他の公共施設整備
	緑地帯の整備	●植樹、草地整備など
騒音以外の障害を防ぐ	障害を防ぐ工事の助成	●用水路、ため池、道路、河川改修、テレビ放送の共同受信施設など
生活・事業上の障害をやわらげる	民生安定施設の助成	●道路、無線放送施設、養護老人ホーム、消防、公園、ごみ処理施設、老人福祉センター、学習等供用施設など ●農業用施設、漁業用施設など
周辺地域への影響をやわらげる	特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付	●交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備 ●医療費・コミュニティバスの運営費・学校施設等耐震診断費など※

※環境整備法の一部改正(11(平成23)年4月27日施行)により新たに追加

## 2 防衛施設と周辺地域との調和を図るための取組

防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として、わが国の安全保障に欠くことのできないものであり、その機能を十分に発揮させるためには、防衛施設と周辺地域との調和を図り、周辺住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態に維持することが必要である。このため、防衛省は、1974(昭和49)年以来、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」(環境整備法)などに基づき、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策を行ってきたところで

ある。

**Q 参照** 図表Ⅲ-5-1-3(防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策)  
資料78(防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要)

### (1) 環境整備法に基づく施策

自衛隊や米軍の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる航空機騒音などの障害について、防衛省は環境整備法に基づき、その防止、軽減、緩和などの措置を講じてきた。さらに、関係地方公

共団体などからの要望などを踏まえ、11（平成23）年に同法を一部改正し、特定防衛施設周辺整備調整交付金について、医療費の助成などのいわゆるソフト事業への交付を可能とするための見直しを行ったほか、交付対象となる防衛施設の追加などを行った。また、住宅防音工事を重点的に実施し、その進捗を図っている。

なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、14（同26）年4月からPDCAサイクルの徹底を図る取組などにより、交付金の効果の向上を図っている。

**Q参照** 資料79（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正）

## (2) 今後の防衛施設と周辺地域との調和を図るための検討

防衛省としては、防衛施設と周辺地域との調和

を図るための施策のあり方について、関係地方公共団体からの要望などを踏まえ、厳しい財政事情を勘案し、より実態に即した効果的かつ効率的なものとなるよう引き続き検討している。

**Q参照** 図表Ⅲ-5-1-4（平成29年度基地周辺対策費（歳出ベース））

図表Ⅲ-5-1-4 平成29年度基地周辺対策費（歳出ベース）

事 項	（単位：億円）	
	本土分	沖縄分
障害防止事業	82	17
騒音防止事業	403	83
移転措置	36	1
民生安定助成事業	234	51
道路改修事業	56	6
周辺整備調整交付金	205	33
その他事業	13	1

### Column

#### 解説

## 防衛施設周辺の地方公共団体の取組

防衛施設周辺の地方公共団体は、地域住民の生活の安定と福祉の向上のため、防衛施設から生じる障害などに対し、防衛省の補助事業を活用して様々な生活環境の整備などを行っています。

例えば、防衛施設があることによって地域住民の生活に影響を及ぼす場合には、補助事業を活用し、消防活動の円滑化などを行うため、消防車両などの整備を実施しています。

また、補助事業を活用し、自衛隊や在日米軍の飛行場などの航空機の離着陸などにより生じる騒音を防止・軽減するため、静穏を必要とする学校・病院などの防音工事を実施しています。なお、防衛省においては、個人住宅の防音工事の補助も実施しております。



消防車両などの整備の例

（写真提供：沖縄県久米島町）

久米島射撃場などが所在する久米島町では、消防活動の円滑化を図るため、久米島町消防本部への高規格救急自動車の整備を実施しました。



防音工事の例

（写真提供：茨城県大洗町）

防音工事は、屋外の騒音を遮断するための防音サッシの取付け（遮音）、密閉された室内環境を快適に保つための空調機器の取付け（換気・温度保持・除湿）、室内の壁・天井に吸音材料の取付け（吸音）を実施します。

このように、防衛施設と周辺地域との調和を図るためには、関係地方公共団体の協力が必要不可欠です。